

茨城県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画 1 の別に定める「くろまぐろ」について

(第 5 管理期間)
平成31年 4 月 1 日公表
令和元年 7 月18日改正

第 1 くろまぐろの保存及び管理に関する方針

- (1) 本県においては、くろまぐろは定置漁業、曳き釣り漁業、はえなわ漁業により、主に秋から冬にかけて本県全海域で漁獲されており、本県にとって重要な資源である。
- (2) このため、くろまぐろの保存及び管理を通じて、安定的で持続的な利用を図る観点から、国の基本計画により決定された漁獲可能量のうち本県の知事管理量について本県の漁業の実態に応じた適切な管理措置を講じることとする。
- (3) また、本県の知事管理量を適切に管理するためには、くろまぐろの採捕の数量を的確に把握する必要があることから、採捕の数量の報告体制を整備し、適切な報告がなされるよう漁業者等の指導・確認を行うものとする。あわせて、採捕の数量が積み上がり本県の知事管理量に近づいた場合はこの旨を直ちに公表するとともに、早期是正措置を講じるものとする。
- (4) また、適切な管理を行っていくためには、くろまぐろの分布、回遊状況、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であり、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、本県水産試験場を中心とし、国又は関係都道府県連携の下、資源調査体制の充実化を図ることとする。

第 2 くろまぐろの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

- (1) くろまぐろの管理の対象となる期間及び知事管理量は以下のとおりである。

くろまぐろ 30 キログラム未満の小型魚（以下「小型魚」という。）	4 月～ 翌年 3 月	19.8 トン	うち 0.99 トンを 留保する
くろまぐろ 30 キログラム以上の大型魚（以下「大型魚」という。）	4 月～ 翌年 3 月	6.0 トン	

我が国全体の小型魚又は大型魚の漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認めて、農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、上表の本県の知事管理量が消化されていない場合であっても、その時点における本県の採捕の数量をもって、上表の本県の知事管理量とする。

- (2) 知事管理量の融通について
 - ① 第 3 の（1）で定めた小型魚の漁業協同組合（以下「漁協」という。）別採捕の種類別の数量（以下「漁協別数量」という。）の融通について、漁協間で協議が調った場合は、その内容を県ホームページ上で公表する。当該公表がなされた場合は、漁協別数量は当該融通を反映した量とする。
 - ② 本県は小型魚及び大型魚の知事管理量について、必要に応じて、指定漁業、特定大臣許可漁業及び他の都道府県と配分量の融通を行う取組に参加することとし、関係者間で協議が調い、農林水産大臣がその内容を公表した場合は、（1）の知事管理量は当該融通を反映した量とする。この際、第 3 の（1）の数量の設定に基づき漁協別数量を変更し、その内容を県ホームページ上で公表する。

第3 くろまぐろの知事管理量について、採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

(1) 数量の設定

本県の第2の知事管理量のうち漁協別数量は以下の表1のとおりとする。なお、表2のとおり各漁協別採捕の種類別に主漁期を設定し、小型魚については、主漁期を除いて目的採捕を行なわない。なお、主漁期後に漁協別数量に残量があった場合は、主漁期後の採捕を可とする。

また、本県の第2の知事管理量に変更があったときは、変更された知事管理量をもって表3に定める漁協別及び採捕の種類別の配分の比率（以下「配分の比率」という。）に基づき設定した漁協別数量を表1としてよみかえるものとする。

(2) 漁業協同組合別漁獲枠の最低数量の設定

漁業者の操業機会を確保するために、本県の第2の知事管理量のうち漁協別数量の設定に当たっては、最低数量を500kgとする。表3の配分の比率に基づき漁協別数量を算出し、その数量が500kgに満たない漁協が生じた場合は、最低数量を当該漁協に配分した後、それ以外の漁協では、漁協間における配分の比率を再計算した上で、残量を各漁協に配分する。

(3) 採捕の停止等の命令について

本県の小型魚の採捕の数量が、漁協別数量を超えるおそれが著しく大きいと認める場合は、定めた漁協ごと、採捕の種類ごとに法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止等の命令を発出する。

表1 小型魚の漁協別採捕の種類別の数量

漁 協	採捕の種類	くろまぐろ小型魚の漁獲枠（トン） （留保を除いた数量）
平 潟	曳き釣り	2. 6 7 0
大 津	曳き釣り	3. 4 7 9
川 尻	曳き釣り	2. 0 5 8
久慈町	定 置	0. 7 7 6
	曳き釣り	1. 2 4 6
久慈浜丸小	曳き釣り	0. 9 4 8
磯 崎	曳き釣り	1. 2 2 1
那珂湊	曳き釣り	1. 2 9 7
大洗町	曳き釣り	0. 5 0 0
鹿島灘	曳き釣り	0. 5 0 0
はさき	曳き釣り・はえなわ	4. 1 1 5
合 計		1 8. 8 1 0

表 2 小型魚の漁協別採捕の種類別の主漁期

漁 協	採捕の種類	主漁期
平 潟	曳き釣り	10, 11, 12月
大 津	曳き釣り	10, 11, 12月
川 尻	曳き釣り	10, 11, 12月
久慈町	定 置	10, 11, 12月
	曳き釣り	10, 11, 12月
久慈浜丸小	曳き釣り	10, 11, 12月
磯 崎	曳き釣り	10, 11, 12月
那珂湊	曳き釣り	9, 10, 11, 12月
大洗町	曳き釣り	10, 11, 12月
鹿島灘	曳き釣り	10, 11, 12月
はさき	曳き釣り・はえなわ	11, 12, 1月

表 3 小型魚の漁協別採捕の種類別の配分の比率

単位：％

漁 協	採捕の種類	くろまぐろ小型魚の漁獲割合
平 潟	曳き釣り	14.344
大 津	曳き釣り	18.793
川 尻	曳き釣り	10.985
久慈町	定 置	4.141
	曳き釣り	6.646
久慈浜丸小	曳き釣り	5.07
磯 崎	曳き釣り	6.563
那珂湊	曳き釣り	7.621
大洗町	曳き釣り	2.224
鹿島灘	曳き釣り	1.529
はさき	曳き釣り・はえなわ	22.084
合 計		100.000

※期間別の数量については、表 2 で設定した主漁期を除いて小型魚の目的採捕を行わないので設定しないこととする。

第4 くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

(1) 緊急報告体制について

- ① 各漁協は急激な採捕の数量の積み上げに備え、以下の報告基準に該当する場合は、速やかに本県に一報の上、採捕の数量報告を行うものとする。

漁 協	採捕の種類	報告基準
以下の8漁協 平潟・大津・川尻 久慈浜丸小・磯崎 那珂湊・大洗町・ 鹿島灘	曳き釣り	出漁船のうち1隻に100キログラムを超える量の採捕のあった場合
久慈町	定 置	1日50キログラムを超える量の採捕
	曳き釣り	出漁船のうち1隻に100キログラムを超える量の採捕のあった場合
はさき	曳き釣り	出漁船のうち1隻に100キログラムを超える量の採捕のあった場合
	はえなわ	出漁船のうち1隻に100キログラムを超える量の採捕のあった場合

- ② ①の本県への一報は、各漁協の担当者が所属組合員の漁獲量を取りまとめて、FAXにて数量報告する。なお、本県は各漁協と本県間の連絡体制（土日祝祭日、年末年始等の閉庁時の連絡体制を含む）を別に定めるものとする。

- ③ ①の緊急報告がなされる急激な採捕があった場合に直ちに当該漁業者らが取り組む緊急の管理措置は以下のとおりとする。また、本県に当該採捕の数量報告を受けた際に、以下の緊急の管理措置が実施されているか、必要な指導を行うものとする。

採捕の種類	緊急の管理措置
定 置	第2の(1)の知事管理量及び第3(1)の漁協別数量の残枠が判明するまでの間は、当面、生存個体の放流に努め、急激な漁獲量の積みあがりを抑制する。
曳き釣り はえなわ	当該漁協は所属組合員に対し、大量漁獲があった旨の緊急連絡をする。漁協は漁獲状況を詳細に把握し、第2の(1)の知事管理量及び第3(1)の漁協別数量の残枠が判明するまでの間は、当面、目的操業を自粛する。

- ④ 本県は、1日500キログラムを超える採捕の数量報告があった場合は、速やかに当該採捕の数量を国に報告する。

(2) 早期是正措置について

【採捕の数量の公表等について】

- ① 法第8条第2項の規定による本県の採捕の数量が知事管理量を超えるおそれがあると認める場合とは、本県の第2の知事管理量の7割を超え、又はそのおそれがあると認める場合であり、その時点で県は当該採捕の数量を公表するものとする。
- ② また、採捕の数量が我が国全体の小型魚若しくは大型魚別の漁獲可能量の7割を超え、又はそのおそれがあると認める時点で農林水産大臣から当該採捕の数量が公表される。この際、当該公表がされた時点で本県の①の公表がされていない場合は、農林水産大臣の当該採捕の数量を持って本県の①の公表とする。

【早期是正措置】

○小型魚

- ① 知事管理量の 7 割を超えるおそれがあると認めるとき
 - ・ 県全体の漁獲状況を各漁協と共有する。
 - ・ 曳き釣り，はえなわ：各漁協は所属組合員の漁獲状況を詳細に把握し，第 3（1）の表 1 に示した漁協別数量の 9 割を超過するおそれがあるときは，目的操業を自粛する。
 - ・ 定置網：生存個体は放流する。
- ② 知事管理量の 9 割を超えるおそれがあると認めるとき
 - ・ 曳き釣り，はえなわ：目的操業の自粛を実施する。
 - ・ 定置網：生存個体は全て放流する。

○大型魚

- ① 知事管理量の 5 割を超えるおそれがあると認めるとき
 - ・ 曳き釣り，はえなわ：生存個体は全て放流する。
 - ・ 定置網：生存個体は全て放流する。

第 5 その他くろまぐろの保存及び管理に関する重要事項

- （1）本県は管内の漁業者へ管理の取り組みを指導した場合は管内の遊漁船業者に対しても同様の指導を行うものとする。この場合，本県は国に対し当該指導内容を速やかに報告するものとする。
- （2）特にプレジャーボート等を利用した採捕の実態が必ずしも明らかでないことから，本県は国と協力しつつ，釣り団体の各ホームページやテレビ等の媒体を通じてくろまぐろの管理状況や漁業者の取り組みへの理解と協力の呼びかけを行うものとする。

第 6 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- （1）本県の採捕の数量が第 2 の知事管理量のうち，原則として小型魚は 9 割 5 分を超える時点で，大型魚は 9 割を超える時点で法第 10 条第 2 項の規定に基づく採捕の停止命令を発出する。
- （2）我が国全体の小型魚又は大型魚別の漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認めて農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は，その時点における本県の採捕の数量をもって知事管理量となることから，当該公表の時点で，法第 10 条第 2 項の規定に基づく採捕の停止命令を発出する。
- （3）遊漁者による採捕の数量は知事管理量に含まれるため，本県知事の採捕の停止命令（法第 10 条関係）が発出された際は，本県海面での遊漁者も命令の対象となる。